

消費税「インボイス制度」 相談会のご案内

本年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

輪之内町商工会では、名古屋税理士会所属税理士による消費税「インボイス制度」に関する個別相談会を下記の日程で開催致します。

相談無料！この機会を是非ご利用下さい。相談を希望されます方は、下記によりお申込み下さい。

記

相談日 令和5年3月23日（木）、3月24日（金）

時間 いずれも9:00～16:00（昼休 12:00～13:00）

場所 輪之内町商工会館（輪之内町四郷 2520）

税理士 23日：廣瀬 邦成 24日：山中 勝彦

その他 相談時間は、1事業者50分程度とし、先着・予約制とさせていただきます

申込み、問合せ先

輪之内町商工会 TEL：69-2188 FAX：69-3953

「インボイス制度」相談会 申込書

事業者名				
参加者名		TEL		
希望日時	<input type="checkbox"/> 3月23日 <input type="checkbox"/> 9:00～ <input type="checkbox"/> 14:00～	<input type="checkbox"/> 3月24日 <input type="checkbox"/> 10:00～ <input type="checkbox"/> 15:00～	<input type="checkbox"/> 11:00～	<input type="checkbox"/> 13:00～ ※いずれの日時に☑をいれてください
～当日ご相談になりたい内容についてご記入下さい～（任意）				

